

男鹿市自立支援型デイサービス事業
実施事業者募集要項

令和8年9月30日
秋田県男鹿市

目 次

- 1 目的
- 2 募集事業（サービス）について
- 3 担当
- 4 応募資格
- 5 男鹿市自立支援型デイサービス事業実施事業者選定審査委員会の設置
- 6 スケジュール
- 7 企画提案書の提出
- 8 質問及び回答
- 9 選定方法
- 10 審査における評価項目及び評価基準
- 11 審査結果の通知及び公表
- 12 事業者の選定と改善勧告・協定解除
- 13 第三者への業務の委託
- 14 参加辞退
- 15 失格事項
- 16 留意事項

男鹿市自立支援型デイサービス事業実施事業者募集要項

1 目的

本要項は、高齢者の自立支援・重度化防止に取り組むため、自立支援型デイサービスセンターを運営する事業者を公募し、もって高齢者が元気で活気のある男鹿市にすることを目的としています。

※「自立支援」とは、高齢者が虚弱や要介護となっても出来るだけ元の生活を取り戻せるよう、心身機能の改善又は維持を目指す支援をいいます。

2 募集事業（サービス）について

(1) サービス種別

地域密着型通所介護（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第17項）

※男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例（平成24年条例第30号）のほか、関係法令等を遵守していただきます。

(2) 募集事業所数

1事業所

(3) 定員

18名以下

(4) 実施場所

男鹿市船川港船川字片田74番地

男鹿市保健福祉センター内 旧男鹿市中央デイサービスセンター部分

なお、実施場所については別紙を参照のこと。

(5) 実施期間

指定期間に準ずる（令和9年10月1日～令和15年9月30日）※更新あり

(6) 開所要件

週5日以上の開所

(7) その他の要件

・パワーリハビリテーション等を活用し、高齢者の自立支援に向けた取組を行うこと。

なお、パワーリハビリ機器等に関する助成については別紙を参照のこと。

・取組の成果を市にフィードバックすることなどを通じて、本市における高齢者の自立支援、重度化防止の取組を推進すること。

3 担当

〒010-0595 秋田県男鹿市船川港船川字泉台66番地1

男鹿市市民福祉部介護サービス課 自立支援型デイサービス公募担当

電話 0185-24-9119（直通）

FAX 0185-32-3955

e-mail houkatu@city.oga.akita.jp

4 応募資格

応募できる介護保険事業者（以下「事業者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす法人とします。

- (1) 自立支援・重度化防止に取り組み、成果を上げた実績を有する介護保険事業者であること。

ただし、実績を有しない事業者であっても、上記実績を有する事業者との連携等により、市が目指す自立支援型介護サービスを確実に提供できる場合は可とします。

- (2) 開設時までにはパワーリハビリテーション等による自立支援介護を実践できる人員を十分確保できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 本市、国及び他の地方自治体から指名停止措置を、公告の日（【6 スケジュール】参照）から契約締結までのいずれの日においても受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした場合、公告の日までに同法の更生計画認可の決定がされていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした場合、公募開始の日までに同法の再生計画認可の決定がされていること。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (8) 国、県、市税等を滞納していないこと。
- (9) 男鹿市暴力団排除条例（平成23年男鹿市条例第20号）に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと、並びに暴力団経営支配法人等ではないこと。また、事業者又はその役員が、暴力団又は暴力団員並びに暴力団経営支配法人等と密接な関係を有しないこと。

5 男鹿市自立支援型デイサービス事業実施候補者選定審査委員会の設置

事業者を選定するため、男鹿市自立支援型デイサービス事業実施候補者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置します。

なお、審査委員会は次に掲げる事項を所掌します。

- ① 事業者の企画提案書等の審査に関すること。
- ② 事業実施候補者の選定に関すること。

6 スケジュール

項 目	日 程
公募開始及び企画提案書等受付開始 (公告日)	令和8年9月30日（水）

質問受付期間	令和 8 年 9 月 30 日（水）から 令和 8 年 10 月 7 日（水）午後 5 時必着
質問回答期限	令和 8 年 10 月 14 日（水）
企画提案書等提出期限	令和 8 年 10 月 28 日（水）午後 5 時必着
書類審査結果の通知	令和 8 年 11 月 4 日（水）
プレゼンテーション・ヒアリング	令和 8 年 11 月 11 日（水）
審査結果の通知	令和 8 年 11 月 16 日（月）
協定締結	令和 8 年 11 月下旬予定

）

デイサービス事業開始	令和 9 年 10 月 1 日（予定）
------------	---------------------

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 10 月 28 日（水）午後 5 時必着

(2) 提出方法

持参（市役所開庁日に限る）又は郵送（提出期限必着）

(3) 提出先

「3 担当」のとおり

(4) 提出書類

① 企画提案書（様式第 1 号）

② 提案者概要及び法人沿革（様式は任意）

③ 自立支援型介護 実績報告書（様式第 2 号）

④ 財務諸表類（直前 1 営業年度の貸借対照表、損益計算書）

⑤ 納税証明書…以下より該当するもの各 1 部

ア 法人税と消費税及び地方消費税

イ 法人事業税・法人県民税・法人市民税

ウ 固定資産税

※ 直前決算日を基準日として直近 1 年分とし、提出日前 3 か月以内に発行されたもの。

⑥ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書、提出日前 3 か月以内に発行されたもの。）

⑦ 社会保険料納付確認書（証明可能な月までの直近 2 年間分）

⑧ 本事業実施にあたっての運営収支見込（様式は任意）

⑨ 事業開始までの日程表（様式は任意）

(5) 調製方法

① 紙製ファイル（A 4 サイズ）に綴じ、代表者印を押印した正本を 1 部、正本を複写した副本を 6 部提出してください。

② 用紙サイズは、パンフレット等を除き、原則として日本工業規格 A 4 版サイ

ズとします。やむを得ない場合は、日本工業規格A3版の折り込みも認めます。

(6) 説明会等の開催

本公募に関する説明会等は開催しません。

(7) 提出書類に不備等があった場合には失格となる場合があり、その際は通知します。

8 質問及び回答

(1) 質問書の提出

本要項の内容に質問がある場合は、質問書（様式第3号）により、令和8年9月30日（水）から令和8年10月7日（水）午後5時までに「3 担当」あてに持参又は電子メールにて提出してください。

なお、電話や口頭による質問、提出期限後の質問及び企画提案書等の作成に関連がないと担当課で判断する事項については、一切受付しません。

(2) 質問書の回答

提出された質問及び回答については、令和8年10月14日（水）までに、本市ウェブページにて回答します。なお、質問に対する回答への問い合わせ及び異議申し立ては一切受付しません。

9 選定方法

選定方法は、本要項に記載する企画提案書等及びプレゼンテーションにより、提案内容を総合的に比較検討し、最適な事業者を本プロポーザルで選定します。

(1) 書類審査（一次審査）

提案者が6者以上あった場合は、提出された企画提案書等の内容により、審査委員会による書類審査を実施します。書類審査によってプレゼンテーションを実施する5者を選定します。

なお、書類審査の結果は、プレゼンテーションに引き継がないものとします。

(2) 書類審査結果決定通知書

市は、企画提案書類を提出した者に対し、その内容を審査し、令和8年11月4日（水）までに結果を電子メールにより通知します。

プレゼンテーションの実施者に選定されなかった者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（祝日等を除く。）に、書面により説明を求めることが出来ます。男鹿市は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答します。なお、期限後の質問は受け付けません。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング（二次審査）

提出された企画提案書の内容に関し、提案者によるプレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリングを行い審査します。

① 審査日時及び場所

令和8年11月11日（水）午後1時30分から

男鹿市役所3階 第一会議室

※ 書類審査結果通知で、詳細な時間をお伝えいたします。

② プレゼンテーション及びヒアリング

ア プレゼンテーションは1者15分以内、ヒアリングは15分程度とします。

イ スクリーン及びプロジェクター（HDMIケーブル使用）は本市で用意します。

ウ 参加者は3名以内とし、オンライン参加を可とします。なお、本業務の担当者は必ず出席してください。

③ 協定締結候補者の選定

評価点の合計が最も高い事業者を協定締結候補者として選定します。最高点の者が複数の場合は、各審査委員の最高評価点を獲得した数の多い提案者として選定します。

10 審査における評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、「事業実績と事業者の基本要件」「自立支援介護の理解と実施体制」「実施スケジュールと経営計画」「市との連携・成果フィードバック体制」とします。

11 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果は、参加したすべての事業者の結果のみ書面で通知します。

(2) 審査結果（協定締結候補者のみ）は、下記の項目を市公式ウェブサイトで公表します。なお、審査結果に係る問い合わせや異議申し立ては一切応じません。

① 件名

② 選定した日

③ 決定事業者及び所在地

12 事業者の選定と改善勧告・協定解除

本事業の協定期間は、締結の日から、以後は介護保険法に基づく指定更新の期間に準ずるものとします。

事業者は、運営継続が困難となった場合、または本要項もしくは協定に違反した場合は、速やかに市へ報告しなければなりません。

市は、事業者が指定基準を欠いた場合、著しく運営状況が悪化した場合、または協定の条項に違反したと認めた場合、必要な改善を勧告します。勧告に従わない場合や改善が見込めない場合、市は協定を解除し、事業者は直ちに施設を原状回復の上、明け渡さなければなりません。

13 第三者への業務の委託

受託者は、業務のすべてを委託することはできませんが、事前に本市の承認を得た上で、業務の一部を第三者に委託することができます。委託については、委託業務の範囲と委託先を事前に本市と協議してください。

14 参加辞退

企画提案書提出後に辞退する場合は、担当部局に事前連絡のうえ、参加辞退届（様式第4号）を提出してください。

15 失格事項

以下の事項に該当する場合は、失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載がある場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

16 留意事項

- (1) 費用負担

企画提案に係る書類作成、提出等に要する費用は、参加者の負担とします。

- (2) 企画提案

企画提案は1者につき1件までとします。

- (3) 著作権等の権利

提出された企画提案書及び提案内容の著作権は、それぞれ企画提案者に帰属するものとします。

なお、第三者に帰属する著作権の使用の責は、使用した提案者にすべて帰するものとします。

- (4) その他

本公募に参加しようとする者は、本要項に記載された事項を十分に理解しておいてください。

また、本要項に定めるもののほか、必要な事項については市の指示に従ってください。

以上